



田辺市中心市街地活性化基本方針

計画期間：平成20～24年度

中心市街地活性化基本計画策定の必要性

全国の中心市街地において、まちづくり三法の施行後、中心市街地の再生に向け、様々な取り組みが推進されてきた。しかし、その取り組みにもかかわらず空き店舗は増加、商店街は衰退し、市街地の空洞化が急激に進展している。このような危機的な状況を踏まえ、本年度、政府は抜本的な見直しを行い、これまでの商業を中心とした市街地再生の考え方を改め、土地利用の規制強化や居住空間の再生をも含めた都市機能全般にわたる再生を可能とした法改正を実施した。

田辺市においても、全国の市街地の例に漏れず、郊外へと居住の中心が移るとともに大手量販店や専門店がバイパス沿いに貼り付き、中心市街地が衰退の一途を辿っている。

また、田辺市は和歌山県第二の都市として、あるいは、紀南地方の中心都市として和歌山県南部の経済を支えてきたが、近年の長期にわたる不況下の中、基幹産業である梅産業をはじめとする第二次産業は目に見えて衰退しており、行政としても、このまま放置することができない状況となっている。この危機的な状況を踏まえ、紀南地方の経済の立て直しを図るため、各種産業を有機的に結びつけた観光産業の創造、企業誘致活動の推進、梅をはじめとした地域特産品のブランド強化等々積極的に事業の推進を図っているところである。しかし、商業の核となる中心市街地がこのような状況では紀南地方の経済活性化は難しいと推察する。

従って、紀南地方の経済再生の観点と衰退した市街地の現状からみて、平成5年に策定した「田辺市特定商業集積整備基本構想」を見直し、時代の変化に対応した中心市街地基本計画の策定は、早急かつ必要不可欠な課題となっている。

これらの状況を踏まえ、田辺市として別添の方針により基本計画の策定を推進する。